

報告事項

- ▼ 報告第44号・46号 新市の事務所の位置検討小委員会報告
▼ 報告第45号 新市建設計画策定 小委員会報告

継続協議事項

- 協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 協議第38号 議会議員の意見を聞きたい。住民の納得を得て、特例を適用するためには、議員自身の説明が必要である。

- 協議第38号 議員の特例は議員の延命を図るうとするものではない。

- 市民の付託を受けている議員であり、十分責任を果たしていかなければならぬ。東予市も合併の経験があり、今後市民の要望についても複雑なものが出てくると思う。そういった問題を解決するのは合併を進めている現在の議員の責任である。

- 新市建設計画の進ちょく状況や、実質的に新市の政策的な予算となる18年度予算を審議することが、われわれ議員の責務である。以上のことがから判断すると、1年7ヶ月の在任特例を適用する」とが妥当であると考えている。

- 在任特例の件については、問題になるだろうと予測していたので、いろいろな会合で、小選挙区になつて、議員の数が3、4名になるとなかなか民意の反映が出来にくくなる。費用はか

かりますが、その分以上の仕事をしようと努力している。これが選ばれた議員の仕事であると覚悟しているので頑張りたいという説明をしてきましたが、誰からも反対されたことはない。

決して、議員が多いのを望んでいるわけではありませんが、新しいまちの予算を見届け、適正な運営することを見届けることが議員の仕事であると考えている。

■ 協議第46号 各種事務事業(建設事業関係)の取扱い

■ 協議第6号 新市の事務所の位置

以上9件が確認されました。

石根地区の説明会では、過疎化が進むことが不安であり、今の16人の議員に頑張ってもらいたいという意見があつた。町民の意見は通りにくいのではないかという不安を持っている。その不安を打ち消すために議員の在任特例は必要である。

新規協議事項

- 協議第47号 組織及び機構の取扱い

- 協議第7号 新市建設計画の策定について提案され、継続となりました。

■ 協議第40号 特別職の職員の身分の取扱い

■ 協議第41号 補助金・交付金等の取扱い(その2)

■ 協議第42号 町名・字名の取扱い

- 1 企画
- 委員 言いにくいことについて答弁を頂いてありがとうございます。委員同士で、事務局の提案について、ただ、賛成反対というだけではなく議論できるということが、協議会の評価につながるのではないかと思う。

- (1) 総合計画については、新市移行新たに策定する。

- (2) 国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。

- (3) 行政改革大綱については、新市

■ 協議第43号 各種事務事業(農林水産関係)の取扱い

■ 協議第44号 各種事務事業(商工観光関係)の取扱い

■ 協議第45号 各種事務事業(都市計画関係)の取扱い

■ 協議第46号 各種事務事業(建設事業関係)の取扱い

■ 協議第6号 新市の事務所の位置

以上9件が確認されました。

2 総務

(1) 名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。(2) 功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。

11月号(第15号)の5ページ第2段の発言者が「会長」となっていますが、「委員」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

お詫び

(3) 市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。

(4) 集会所建設(維持管理)については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。

「新市における組織機構の整備方針」

基本方針

次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

- (1) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構
- (2) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構
- (3) 簡素で効率的な組織機構
- (4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (6) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構

個別整備方針

- (1) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場はそれぞれ総合支所として設置する。
 - (2) 合併時ににおける本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
- 総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。
- (3) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。
 - (4) 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。



資源保護と環境に配慮して再生紙と大豆インキを使用しています。